



栃木県公報

令和5(2023)年
3月10日(金)
号 外
第 5 号

目 次

規 則

- 災害救助法施行細則の一部改正…………… 1
○栃木県環境保全資金融資規則の一部改正…………… 1
○栃木県立病院地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部改正…………… 2

規 則

栃木県規則第7号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月10日

栃木県知事 福田 富一

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和35年栃木県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(救助の程度、方法及び期間)</p> <p>第2条 令第3条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間は、<u>災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）の定めるところによる。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難しい場合には、知事が内閣総理大臣と協議し、別に定めるところによる。</u></p> <p>(実費弁償)</p> <p>第8条 令第5条の規定による実費弁償に関して必要な事項は、<u>知事が別に定める</u>。</p>	<p>(救助の程度、方法及び期間)</p> <p>第2条 令第3条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間は、<u>別表第1のとおりとする</u>。</p> <p>(実費弁償)</p> <p>第8条 令第5条の規定による実費弁償に関して必要な事項は、<u>別表第2のとおりとする</u>。</p> <p>(災害救助事務)</p> <p>第13条 <u>法第18条第1項に規定する救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）は、別表第3のとおりとする。</u></p>

別表第1から別表第3までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(危機管理課)

栃木県規則第8号

栃木県環境保全資金融資規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月10日

栃木県知事 福田 富一

栃木県環境保全資金融資規則の一部を改正する規則

栃木県環境保全資金融資規則（平成12年栃木県規則第22号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(融資の条件)</p> <p>第6条 環境保全資金の融資の条件は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 融資額は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額とする。この場合において、融資額は、10万円単位とする。</p> <p>ア 前条第1号及び第3号に掲げる事業 当該事業の実施に要する経費の100分の90以内で100万円_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____以上1億円以下</p> <p>イ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>(融資の条件)</p> <p>第6条 環境保全資金の融資の条件は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 融資額は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額とする。この場合において、融資額は、10万円単位とする。</p> <p>ア 前条第1号及び第3号に掲げる事業 当該事業の実施に要する経費の100分の90以内で100万円_(当該事業が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備の設置に係るものである場合にあつては、500万円) 以上1億円以下</p> <p>イ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(環境保全課)

栃木県規則第9号

栃木県立病院地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月10日

栃木県知事 福田 富一

栃木県立病院地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

栃木県立病院地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成28年栃木県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(財務諸表)</p> <p>第10条 法第34条第1項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年総務省告示第221号）に定める行政コスト計算書、<u>純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書</u>_____とする。</p> <p>(事業報告書の記載事項)</p> <p>第11条 法第34条第2項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) <u>法人の目的及び業務内容</u></p> <p>(2) <u>法人の位置付け及び役割</u></p> <p>(3) <u>中期目標の概要</u></p> <p>(4) <u>理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略</u></p> <p>(5) <u>中期計画及び年度計画の概要</u></p>	<p>(財務諸表)</p> <p>第10条 法第34条第1項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年総務省告示第221号）に定める_____キャッシュ・フロー計算書<u>及び行政サービス実施コスト計算書</u>とする。</p> <p>(事業報告書の記載事項)</p> <p>第11条 法第34条第2項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) <u>法人に関する基礎的な情報</u></p> <p>ア 目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、設立団体の長、組織図その他の法人の概要</p> <p>イ 事務所（従たる事務所を含む。）の所在地</p>

- (6) 持続的に適正なサービスを提供するための源泉
- (7) 業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策
- (8) 業績の適正な評価に資する情報
- (9) 業務の成果及び当該業務に要した資源
- (10) 予算及び決算の概要
- (11) 財務諸表の要約
- (12) 財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況の理事長による説明
- (13) 内部統制の運用状況
- (14) 法人に関する基礎的な情報

- ウ 資本金の額及び出資者ごとの出資額（前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。）
- エ 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴
- オ 常勤職員及び非常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）
- (2) 財務諸表の要約
- (3) 財務情報
 - ア 財務諸表に記載された事項の概要
 - イ 重要な施設等の整備等の状況
 - ウ 予算及び決算の概要
- (4) 事業に関する説明
 - ア 財源の内訳
 - イ 財務情報及び業務の実績に基づく説明

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(保健福祉課)